



ケーソン製作におけるコンクリート打設工の標準市場単価の補正 について（通知）

技術基準の種類：積算
通知日：平成11年4月27日

港 号 外
平成11年4月27日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長 } 様

港 湾 課 長
(公印省略)

ケーソン製作におけるコンクリートの標準市場単価の補正について

このことについては、平成11年4月27日起工決裁より、施工規模の補正を行い積算業務を遂行してください。

事 務 連 絡

平成11年4月27日

各港湾・海岸管理者
補助事業担当者 殿

第 三 港 湾 建 設 局
補助事業室 補佐官

ケーソン製作におけるコンクリートの標準市場単価の補正について

標記について、先般（平成11年4月22日付け事務連絡）にて「当面の間、施工規模の補正を行わない」旨連絡しましたが、今般本省から「当面の間、現行のまま（施工規模の補正を行う）」とするよう訂正の連絡がありましたので、連絡します。

なお、貴管内の市町村が管理する地方港湾の港湾管理者及び海岸管理者には貴職よりこの旨周知方取り計らい願います。

事 務 連 絡
平成11年4月27日

各港湾・海岸管理者
補助事業担当者 殿

第 三 港 湾 建 設 局
補助事業室 補佐官

ケーソン製作におけるコンクリートの標準市場単価の補正について

標記について、先般（平成11年4月 22日付け事務連絡）にて「当面の間、施工規模の補正を行わない」旨連絡しましたが、今般本省から「当面の間、現行のまま（施工規模の補正を行う）」とするよう訂正の連絡がありましたので、連絡します。

なお、貴管内の市町村が管理する地方港湾の港湾管理者及び海岸管理者には貴職よりこの旨周知方取り計らい願います。